

評価書（個票）

法人名	中央労働災害防止協会	担当課 (担当課長)	労働基準局安全衛生部 計画課 (計画課長 秋山伸一)
根拠法令等	労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第8条、第11条	類 型	特別民間法人
法人概要	<p>○法人の概要</p> <p>事業主及び事業主等の団体による自主的労働災害防止活動を促進するための措置を講じ、もって労働災害の防止に寄与することを目的として、労働災害防止団体法に基づき設立された。</p>		
事務・事業の内容	<p>① 会員間の連絡及び調整</p> <p>② 事業主、事業主の団体等が行う労働災害防止のための活動促進</p> <p>③ 教育及び技術的援助のための施設設置及び運営</p> <p>④ 技術的な事項についての指導及び援助</p> <p>⑤ 機械及び器具についての試験及び検査</p> <p>⑥ 労働者の技能に関する講習</p> <p>⑦ 情報及び資料の収集及び提供</p> <p>⑧ 調査及び広報</p> <p>【法令に基づき実施可の具体的業務】</p> <p>(1) 安全衛生教育に従事する指導員養成及び資質向上業務</p> <p>(2) 化学物質等で労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものの有害性検査のための業務</p> <p>(3) 快適な職場環境の形成に関する情報及び資料収集及び提供並びに広報その他の啓発活動</p> <p>(4) 一般社団法人又は一般財団法人であって、都道府県の区域内において事業者に対する快適な職場環境を形成するための措置に係る技術的な事項についての指導及び援助その他の快適な職場環境の形成の促進に関する業務を行うものに対しての相談、助言その他の援助</p> <p>※詳細は、別紙のとおり</p>		
事務・事業の目的	労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するため、労働災害の防止に関し、上記の業務を行う。		
関連する政策目標	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること（施策目標Ⅲ－2－1）		
関連する業績指標	労働災害による死亡者数、労働災害による死傷者数（休業4日以上）		
指標の目標値等	労働災害による死亡者数：929（平成29年） 労働災害による死傷者数（休業4日以上）：101,639（平成29年）		
法人の事務・事業の実績	<p>○実績（平成27年度）</p> <p>① ○1号会員である労働災害防止協会について、相互の全国産業安全衛生大会への参画等により実施</p> <p>○2号会員である全国規模の事業主団体との連絡会議を、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造業については、8月と9月に開催し、計12団体の参加</li> <li>・ サービス業等については、10月に開催し、6団体の参加</li> <li>・ 小売業等については、11月に開催し、5団体の参加</li> </ul>		

- 3号会員である都道府県労働基準協会との連絡会議については、2月に開催し、45団体の参加
  - 4号会員である労働災害防止団体等との連絡会議については、7月に開催し、15団体の参加
- ②
- 全国安全週間、全国労働衛生週間、年末年始無災害運動、安全衛生教育促進運動及び転倒災害防止プロジェクトについて、主唱し、実施
  - 「全国産業安全衛生大会」について、10月28日から30日までの3日間、愛知県名古屋市において開催し、12,429名の参加
  - 安全衛生の向上に努めた企業等の表彰について、会長賞（企業1社）、顕功賞（個人3名）、緑十字賞（個人93名）を表彰
  - 「緑十字展」（安全衛生保護具、職場環境改善機器等の展示）について、10月28日から30日までの3日間、愛知県名古屋市において開催し、20,552名の参加
- ③
- 地区安全衛生サービスセンター（7センター、2支所）の設置・運営
- ・ 各種研修・セミナーについて、計757回の開催、24,129名の参加
  - ・ 安全衛生技術サービスについて、計3,494件の支援を実施
  - ・ 安全衛生図書等に係る販売
- ④
- リスクアセスメント／OSHMS 関連事業の推進  
（リスクアセスメント／OSHMS 関連事業）
    - ・ 各種研修・セミナーについて、計189回の開催、5,510名の参加
    - ・ OSHMSに関する事業場への技術的支援について、計129事業場の支援を実施
  - 化学物質管理等に係る関連事業）
    - ・ 各種研修・セミナーについて、計71回の開催、2,883名の参加
    - ・ 化学物質等のリスクアセスメントにおける事業場への技術的支援について、174件の支援を実施
  - 機械設備のリスクアセスメント関連事業）
    - ・ 各種研修・セミナーについて、計57回の開催、1,131名の参加
    - ・ 機械設備の安全化に関する事業場への技術指導について、16件の支援を実施
  - OSHMS 構築事業場の認定）
    - ・ JISHA 方式適格 OSHMS 認定について、17事業場の新規認定、66事業場の更新認定
  - 現場力強化のための安全衛生教育事業の推進
    - ・ 各種研修・セミナーについて、計351回の開催、10,383名の参加
  - ゼロ災運動
    - ・ 各種研修・セミナーについて、計208回の開催、8,276名の参加
    - ・ ゼロ災運動の個別事業場への指導について、141事業場の支援を実施
  - 心とからだの健康づくり事業の推進
    - ・ メンタルヘルス関連等の研修・セミナーについて、計186回の開催、8,860名の参加
    - ・ メンタルヘルス関連等の個別事業場への講師派遣について、1,262事業場の支援を実施
    - ・ 中災防ストレスチェックサービスについて、170,559名に対して実施
  - 安全衛生技術サービス
    - ・ 安全衛生診断について、342件の実施
    - ・ 安全衛生教育について、1,181件の実施
    - ・ 安全衛生講演について、475件の実施

**【補助事業】**

- 中小規模事業場安全衛生活動支援事業
  - ・ 各種研修・セミナーについて、計 727 回、13,914 名に支援
  - ・ 安全衛生技術サービスについて、計 1,721 件に支援
- 中小規模事業場安全衛生サポート事業
  - ・ 集団支援について、372 回の実施
  - ・ 個別支援について、1,241 回の実施
- 中小規模事業場安全衛生相談事業
  - ・ 3,760 件の対応

**【委託事業】**

- 第三次産業労働災害防止対策支援事業（保健衛生業）の実施について、腰痛予防対策講習会を対象者別に計 112 回の開催、3,992 名の参加
- 日中安全衛生シンポジウムの開催

- ⑤ 安全衛生診断として、法令に最低基準が設けられている機械・器具（例えば食品加工用機械や産業用ロボット）の適合をチェック
- ⑥ 検査業者に所属する検査員に対して特定自主検査の業務を行うための知識・技能を付与する講習「動力プレス機械特定自主検査指針研修」として、11 回、350 名の参加

- ⑦ ○安全衛生に係る図書等の普及
  - ・ テキスト・図書・小冊子について、新刊・改訂で 79 冊の発行
  - ・ ポスターについて 66 点、のぼりについて 11 点、その他の用品について 19 点を企画・開発
- 定期刊行物の発行
  - ・ 「安全と健康」について、年 12 回の発行
  - ・ 「安全衛生のひろば」について、年 12 回の発行
  - ・ 「心とからだのオアシス」について、年 4 回の発行
  - ・ 「安全衛生かべしんぶん」について、年 24 回の発行
- 「中災防メールマガジン」
  - ・ 月 2 回の配信

**⑧【補助事業】**

- 労働災害防止に資する調査研究
  - ・ 「自動生産設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドラインの見直し」の実施
  - ・ 「社会福祉施設における安全衛生対策に関する調査研究」の実施

- (1) 東京・大阪安全衛生教育センターにおいて、安全衛生教育を行うトレーナー等の養成研修について、
  - ・ 東京で 178 回の開催、3,055 名の参加
  - ・ 大阪で 185 回の開催、2,890 名の参加
- (2) ○労働衛生調査分析センター及び大阪労働衛生総合センターにおいて、
  - ・ 生体試料の分析について、28,756 検体の実施
  - ・ 非生体試料の分析について、7,777 検体の実施
  - ・ 石綿の分析について、71 検体の実施

【委託事業】

- 日本バイオアッセイ研究センターにおいて、
  - ・ 化学物質の長期吸入試験等事業の実施
  - ・ 非遺伝毒性物質に対する形質転換試験等の実施事業の実施
  - ・ 中期発がん性試験の実施事業の実施
  - ・ 産業技術研究開発の実施（経済産業省）

【委託事業】

- 職場における化学物質のリスク評価推進事業（ばく露実態調査）
  - ・ 31物質を製造又は取り扱う作業場においてばく露実態調査の実施
  - ・ ばく露実態調査のための測定手法を確立するための24物質、健康障害防止指針の策定に必要な作業環境測定のための1物質について、測定手法等検討分科会およびナノマテリアル測定手法等検討委員会において検討開発
- 国内外における機械安全規格の調査事業について、検討委員会を設置し、機械メーカー、ユーザーに広く推奨すべき機械安全規格を取りまとめるとともに、それら機械安全規格を活用して機械設備の安全方策を構ずるために要する仕組みについて、検討

○事業収入（平成27年度）

- ① ー
  - ② ・「全国産業安全衛生大会」について、145,094千円  
・「緑十字展」について、64,503千円
  - ③ ー
  - ④ ○リスクアセスメント／OSHMS関連事業
    - ・ リスクアセスメント／OSHMS関連事業について、190,343千円（※）
    - ・ 化学物質管理等に係る関連事業について、20,557千円
    - ・ 機械設備のリスクアセスメント関連事業について、41,535千円
    - ・ OSHMS構築事業場の認定について、92,557千円
    - 現場力強化のための安全衛生教育事業について、277,179千円（※）
    - ゼロ災運動について、241,810千円（※）
    - 心とからだの健康づくり事業について、264,120千円
    - 安全衛生技術サービスについて、539,111千円（※）
  - ⑤ ー
  - ⑥ 「動力プレス機械特定自主検査指針研修」について、6,004千円
  - ⑦ ○安全衛生に係る図書等について、2,194,716千円（※）  
○定期刊行物について、208,479千円
  - ⑨ ー
  - (1) 東京・大阪安全衛生教育センターについて、521,635千円
  - (2) ○労働衛生調査分析センター及び大阪労働衛生総合センターについて、341,445千円
- (※)の実績・事業収入については、本部及び③の地区センターの事業収入を含む

<p>国からの補助金等</p>	<p>○補助金・委託費等 ※別紙のとおり</p>
<p>法人の事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p>	<p>労働災害は長期的には減少傾向にあり、死亡災害は始めて千人を下回った（平成 27 年）が、依然として、11 万人を超える労働者が休業 4 日以上の災害に被災している。</p> <p>このような状況の中、法人の事業については、中小企業における労働災害発生率等がいまだに高い現状においては、団体との密接な連携の下、継続的な労働災害防止活動を維持することが必要であることから見直しの必要性はないものと考えているところであるが、法人の事務等については、以下の指摘を受け、見直しを実施しているところである。</p> <p>平成 23 年 11 月 21 日 労働政策審議会安全衛生分科会労働災害防止団体改革検討専門委員会 指摘事項（要約）</p> <p>【理事数】理事数を迅速な意志決定を妨げない数に削減する。 →主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年度に理事数を 10 名以内にした。</li> <li>・業種・地域等を代表して意見を述べる「幹事」を設けた。</li> </ul> <p>【支部】中央労働災害防止協会（以下、「中災防」という。）については、支部を廃止する。 →主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年度に支部を廃止した。</li> <li>・支部が行っていた中災防事業の広報・問合せ等について、都道府県労働基準協会と業務委託契約を締結した。</li> </ul> <p>【会費】会費や会費の用途のあり方を見直す。その際、会費の用途を会員に公開することや、会員が労災抑制効果等のメリットを実感できる仕組みの構築を検討する。 →主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員に対しメールマガジンを配信し、会員専用サイトを開設した。</li> <li>・決算諸表等をホームページに掲載した。</li> <li>・会員割引の周知のほか、ポスター、小冊子等の安全衛生情報の提供、会員専用サイトのコンテンツの充実を行った。</li> </ul> <p>【経費節減】業務及び管理経費の一層の削減に向けた取組を図る。 →主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数の抑制管理や支出予算額の削減等により、経費節減を図った。</li> <li>・予定価格 100 万円以上の契約については、原則競争入札にするほか、ホームページでの入札公告の掲載等を行うこととした。</li> </ul> <p>【目標管理】労働災害の削減目標を達成するため、事業計画に業務目標を設定する等の取組を検討する。</p> <p>参与、利用者等の要望等をきめ細かく把握し、実施に際しては、PDCA サイクルにより継続的に事業を改善する。</p> <p>研修等の各種事業を単に HP 等で宣伝するに止まらず、事業の価値を効果的に利用者層に伝え、利用者の拡大を図る。</p> <p>→主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働災害防止計画に相応する中期事業運営方針を平成 27 年に策定し、毎年度業務目標を盛り込んだ事業計画を作成した。</li> <li>・PDCA サイクルによる事業実施を行い、参与や各種研修会等の利用者の意見や</li> </ul>

	<p>要望等を新規の研修等の開発、既存研修等の改善に反映させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトカム評価委員会の評価結果をHPで公表し、事業効果を幅広く周知することで利用者の拡大を図った。</li> <li>・平成25年度までの取組を継続するとともに、中災防のサービスの利用者の声をHPやリーフレット等に積極的に取り入れ、利用者の拡大を図った。</li> </ul> <p>【安全衛生調査研究活動】各災防団体は、相互間及び行政機関と労災防止に関する情報の共有化を図る。</p> <p>(独)労働安全衛生総合研究所(以下、「安衛研」という。)等調査研究機関ともコミュニケーションを図り、労災防止に資する有益な情報を一般にも発信する。</p> <p>→主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政及び各災防団体相互間において労働災害防止に向けた情報を共有するため、意見交換会を開催した(平成26年12月16日、平成27年5月14日、7月29日、平成28年1月29日)。</li> <li>・安全衛生関係団体との情報交換(平成26年6月26日)や、国の緊急要請を受けて、共同アピールを行った。</li> <li>・安衛研とは、国際事業や調査研究での連携、中災防と安衛研が連携した情報発信に関する情報交換会を開催した(平成26年3月14日、平成27年3月17日)。また、安衛研の研究者が全国産業安全衛生大会、研修・セミナー等で講演するなど、労災防止に資する有益な情報を発信した。</li> </ul> <p>平成25年12月24日閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」</p> <p>→日本バイオアッセイ研究センターは、平成28年4月1日より独立行政法人労働者健康安全機構に統合された。</p>
<p>法人の事務・事業の必要性等・有効性</p>	<p>●事務・事業の必要性</p> <p>団体の設立の根拠法令である労働災害防止団体法については、労働災害の防止を効率的に推進するため、国の行う監督指導に併せて労働者の安全衛生について直接の責任を有する事業主の自主的な労働災害防止活動を促進することが必要であるとして昭和39年に施行された。</p> <p>この法律による労働災害の防止を目的とする団体として、全産業的なものとして中央労働災害防止協会、特に労働災害の発生率が高い業種を厚生労働大臣が指定するものとして、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、及び港湾貨物運送事業労働災害防止協会の各労働災害防止団体が昭和39年に設立された。</p> <p>労働災害は長期的には減少傾向にあり、死亡災害は始めて千人を下回った(平成27年)が、依然として、11万人を超える労働者が休業4日以上災害に被災している。</p> <p>このような状況の中、中小企業における労働災害発生率等がいまだに高い現状においては、各団体との密接な連携の下、継続的な労働災害防止活動を維持することが必要であると考えられる。</p> <p>●事務・事業の妥当性・有効性</p> <p>労働災害防止対策を推進する上では、国の行う監督指導に併せて労働者の安全衛生について直接責任を有する事業主の自主的な労働災害活動を促進する今日的意義は失われていないと考えられる。</p> <p>特に、経営基盤が脆弱な中小企業では、安全衛生管理活動を行う資金的余力に乏しく、また、安全衛生分野のノウハウ・人材が必ずしも十分でないことから、大企業に比べ労働災害の発生率が高い傾向にあり、中小企業やその集団を対象とした安全衛生対策の支援に取り組む必要性は高いと言える。</p>

<p>法人の事務・事業の執行体制の妥当性</p>	<p>●事務・事業の実施に関する監督体制の適格性</p> <p>労働災害防止団体が該当するところの、「特別の法律に基づく民間法人」については、民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として、特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人をいうものである。</p> <p>国の関与については、指導監督基準による他、労働災害防止団体については、労働災害防止団体法に基づき、設立の認可、定款の変更、決算関係書類の提出等がある。最高意思決定機関については、労働災害防止団体法により「総会」、「総代会」となっている。ディスクロージャーについては、法人が公表する項目に加えて、所管官庁が更にこれらに関する情報について公開することとなっている。「会計基準」については、企業会計原則その他法人の特性に応じ一般的かつ標準的な会計基準となっている。</p> <p>●法人の事務・事業実施主体としての適格性</p> <p>・法人の適格性（業務効率、能力等）</p> <p>労働災害防止団体の活動については、事業主による自主的な活動であるため、その活動が労働災害防止に実効性を期すために、労働災害防止団体法により活動の内容を定めているところである。</p> <p>例えば、団体会員の自主規制である労働災害防止規程を定めることとしているのは、労働安全衛生法令が全産業の最低限の規制であるところ、個々の業種ごとにきめ細かく法令を制定・見直しを行うことは技術的に困難であるため、団体内部における自主的な規制を制定させ、団体の会員に順守義務を課しているところである。</p> <p>よって、労働災害防止団体法を廃止した場合、自主規制である労働災害防止規程を定めこれを順守するための取組を行うことは期待できず、労働災害防止活動の実効性が低下する恐れがある。また、労働災害防止団体の活動は事業主による自主的な活動であることから、そもそも本来国が行う事業として独立行政法人に移行することに馴染まない。団体の活動を活性化させる観点からも、独立行政法人の様な国の強い関与下に置いた場合、事業主の自主性による柔軟で機動的な活動を阻害してしまう恐れがある。また、独立行政法人は最高意思決定機関が法人の長に集中しており、事業主の自主的活動を促進するという団体の性格には馴染まない形態である。</p> <p>このようなことから、特別の法律に基づく民間法人が最もふさわしい経営形態と考えられる。</p>
<p>評価結果の総括 （現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p>	<p>労働災害は長期的には減少傾向にあり、死亡災害は始めて千人を下回った（平成27年）が、依然として、11万人を超える労働者が休業4日以上の災害に被災している。このように労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中、労働災害防止について専門的なノウハウを有する団体として、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報提供や、教育指導を行う機関としての役割を積極的に果たしていくことが求められる。</p> <p>今後においても会費や会費の在り方の見直し、経費節減、目標管理、安全衛生調査研究に係る取組については、常に目標設定・実践管理を行いながら、業務運営の充実に努めることとしたい。</p> <p>団体が取り組む労働災害防止に資する活動に対して、第12次労働災害防止計画の重点対策を考慮しながら必要な支援を引き続き行うこととしたい。</p>
<p>備考</p>	

○事務・事業の構造等（平成27年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成27年度決算) (百万円)	収入額(百万円) (平成27年度決算)		公益法人等への支出 (百万円)(平成27年度)	
			内訳 (名称)	(額)	法人名	額
		2	合計		-	-
	① 会員間の連絡及び調整		国費	-	-	-
	②<根拠法令等> 労働災害防止団体法第11条第1項		自己収入	-	-	-
		151	合計		210	-
	① 事業主、事業主の団体等が行う労働災害防止のための活動促進 ・全国安全週間、全国労働衛生週間、年末年始無災害運動、安全衛生教育促進運動及び転倒災害防止プロジェクト ・全国産業安全衛生大会 ・安全衛生の向上に努めた企業等の表彰 ・緑十字展		国費	-	-	-
	②<根拠法令等> 労働災害防止団体法第11条第1項第1号		自己収入	210	-	-
			合計			-
	① 教育及び技術的援助のための施設設置及び運営 ・地区安全衛生サービスセンター（7センター、2支所）の設置・運営		国費	-	-	-
	②<根拠法令等> 労働災害防止団体法第11条第1項第2号		自己収入	-	-	-
		1,089	合計		2,454	-
	① 技術的な事項についての指導及び援助 ・リスクアセスメント/OSHMS関連事業 ・現場力強化のための安全衛生教育事業 ・ゼロ災運動 ・心とからだの健康づくり事業 ・安全衛生技術サービス		国費	(補助事業)労働災害防止対策費 752 (委託事業)第三次産業労働災害防止対策支援事業(保健衛生業) 26	-	-
	②<根拠法令等> 労働災害防止団体法第11条第1項第3号		自己収入	(委託事業)日中安全衛生シンポジウムの開催 3 1,673	-	-
			合計		同左	-
	① 機械及び器具についての試験及び検査 ・安全衛生診断		国費	-	-	-
	②<根拠法令等> 労働災害防止団体法第11条第1項第4号		自己収入	-	-	-
		3	合計		6	-
	① 労働者の技能に関する講習 ・検査業者に所属する検査員に対する講習		国費	-	-	-
	②<根拠法令等> 労働災害防止団体法第11条第1項第5号		自己収入	6	-	-
		862	合計		2,403	-
	① 情報及び資料の収集及び提供 ・安全衛生に係る図書等の普及 ・定期刊行物の発行 ・中防災メールマガジンの配信		国費	-	-	-
	②<根拠法令等> 労働災害防止団体法第11条第1項第6号		自己収入	2,403	-	-
		325	合計		166	18
	① 調査及び広報 ・職場における化学物質のリスク評価推進事業(ばく露実態調査) ・国内外における機械安全規格の調査事業 ・労働災害防止に資する調査研究		国費	(補助事業)労働災害防止対策費 9 (委託事業)職場における化学物質のリスク評価推進事業(ばく露実態調査) 149	-	-
	②<根拠法令等> 労働災害防止団体法第11条第1項第7号		自己収入	(委託事業)国内外における機械安全規格の調査事業 8	-	-
		515	合計		522	-
	① 安全衛生教育に従事する指導員養成及び資質向上業務 ・東京・大阪安全衛生教育センター		国費	-	-	-
	②<根拠法令等> 労働災害防止団体法第11条第2項第1号		自己収入	522	-	-
			(特別会計)			

事務・事業の構造等（平成27年度）



○事務・事業の構造等（平成27年度）

① 化学物質等で労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものの有害性検査のための業務 ・労働衛生調査分析センター ・大阪労働衛生総合センター ・日本バイオアッセイ研究センター  ② <根拠法令等> 労働災害防止団体法第11条第2項第2号	978	合計	959	-	-	
	(特別会計)	国費	(委託事業) 化学物質の長期吸入試験等事業	828	-	-
			(委託事業) 非遺伝毒性物質に対する形質転換試験等の実施事業(その1)	13	-	-
			(委託事業) 中期発がん性試験の実施事業(その3)	28	-	-
			(委託事業) 産業技術研究開発	26	-	-
			自己収入	64	-	-
		121	合計	341	-	-
	(一般会計)	国費		-	-	-
			自己収入	341	-	-
			会費収入・雑収入	268	-	-
		人件費・管理費・施設設備整備	2,956	-	-	

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において様式1の合計と合致しないものがある。

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）  
 <平成27年度決算合計>

特別会計	合計	
	法人合計（百万円）	労働保険特別会計
(補助事業) 労働災害防止対策費	761	761
(委託事業) 職場における化学物質のリスク評価推進事業（ばく露実態調査）	149	149
(委託事業) 第三次産業労働災害防止対策支援事業（保健衛生業）	26	26
(委託事業) 国内外における機械安全規格の調査事業	8	8
(委託事業) 日中安全衛生シンポジウムの開催	3	3
(委託事業) 化学物質の長期吸入試験等事業	828	828
(委託事業) 非遺伝毒性物質に対する形質転換試験等の実施事業（その1）	13	13
(委託事業) 中期発がん性試験の実施事業（その3）	28	28

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において上記の事務・事業毎の合計額と合致しないものがある。